

## 自由金利型定期預金（M型）規定

### 1. （預金の支払時期）

- （1）この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。
  - （2）特約によりこの預金は、証書または通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。
- ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記4.の方法により支払います。

### 2. （証券類の受入れ等）

- （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
  - （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合は、証書と引換えに、通帳式の場合は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、取扱店で返却します。
  - （3）個人のお客さまのこの預金の預入については、前記（1）および（2）の定めにかかわらず、次の通り取扱います。
- ①日本国内に居住する方に限らせていただきます。
  - ②当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での小切手その他の証券類、現金による預入れはできません。ただし、当行が発行した自己宛小切手による入金の場合を除きます。

### 3. （利息）

- （1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- なお、預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日とした複利扱のこの預金の利息は、6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日とした単利扱のこの預金の利息の支払いは次によります。
- ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、証書式の場合は、証書記載の中間払利息額、通帳式の場合は、通帳記載の中間利払利率によって計算した中間払利息額（以下各々「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
- A. 預金口座へ入金指定の場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
  - B. 入金指定のない場合または入金指定にもかかわらず指定口座に入金できない場合には払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに取扱店に提出してください。
- ②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後（前記1.（2）の満期日自動解約の約定がある場合は満期日）にこの預金とともに支払います。
- （2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
  - （3）この預金を後記4.（1）により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日ま

での日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日とした複利扱の場合は、6か月複利の方法によります。）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の預入期間に応じた利率により計算した利息額との差額を清算します。

A. 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

- |              |                |
|--------------|----------------|
| a. 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50%       |
| c. 1年以上3年未満  | 約定利率×70%       |

B. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

- |                |                |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50%       |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70%       |
| f. 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90%       |

C. 預入日の4年後の応当日を満期日とした場合

- |                |                |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50%       |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70%       |
| f. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80%       |
| g. 3年以上4年未満    | 約定利率×90%       |

D. 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合

- |                |                |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満   | 約定利率×30%       |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40%       |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50%       |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60%       |
| f. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70%       |
| g. 3年以上4年未満    | 約定利率×80%       |
| h. 4年以上5年未満    | 約定利率×90%       |

(4) この預金を後記4. (2)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率および方法によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金の預金者につき相続の開始があった場合には、満期日前であっても解約手続をとらせていただきます。

(3) この預金を前記1. (2)の満期日自動解約以外の方法で解約するとき、または書替継続するときは、証書式の場合は、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印し、通帳式の場合は、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。ただし、個人のお客さまについては、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。

#### 5. (届出事項の変更、証書または通帳の再発行等)

(1) 証書または通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。

(2) 前記(1)の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(3) 証書式の場合で、証書または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。通帳式の場合で、通帳または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 証書または通帳を再発行(汚損等による再発行を含む。)する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

(5) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。

③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。

④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(6) 個人のお客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行本支店に届出てください。当行は、当行が別途定める場合を除き、お客さまからの前記のお届出がなされたことをもって、当行本支店における全てのこの預金の解約のお申出があったものとして取扱い、速やかに解約手続をとらせていただきます。この場合の利息の取扱いおよび元利金のお支払いについては、当行が別途定める方法によるものとします。

#### 6. (印鑑照合)

証書式の場合は、証書、諸届その他の書類に使用された印影を、通帳式の場合は、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 7. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書・通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書は証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印し、通帳は届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率および計算方法は以下のとおりとし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と利息との差額を清算するものとします。

A. 満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の3年後の応当日から、預入日の5年後の応当日までのいずれかの日を満期日とする預金のうち、通帳または証書に「複利」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算するものとし、それ以外の場合は単利の方法により計算するものとします。

B. 満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用し、単利の方法により計算するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (証書の効力)

前記1. (2)の満期日自動解約により満期日に元利金をあらかじめ指定された口座に入金した後は、証書は無

効となりますので、直ちに取扱店に返却してください。

1 1. (準拠法、裁判管轄権)

(1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

1 2. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：2021年11月15日